

関係社会福祉施設等管理者 様
(政令指定都市・中核市管内を除く)

愛知県福祉局長
(公印省略)

高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査事業の実施について (通知)

日頃より本県の福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、高齢者施設等の利用者は、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、施設内感染を予防し、新たなクラスターの発生を防ぐことが重要であるため、これまで、高齢者施設等職員への集中的検査（スクリーニング検査）を実施してきたところです。

今般の感染状況等を踏まえ、引き続き高齢者施設等における施設内での感染拡大防止を図るため、令和5年10月上旬から3月末までスクリーニング検査事業を実施することとしました。

下記の内容をご確認のうえ、本検査事業の積極的な活用をお願いいたします。

なお、前回より、検査方法をPCR検査（2週間に1回程度）から抗原定性検査（週2回程度）に変更し、申込み方法等も変更しておりますので、必ず下記の各項目及び別紙1を確認したうえで、受検をお願いします。

記

1 実施期間

令和5年10月6日（金）～令和6年3月31日（日）

※ 申込期間等は**別紙1**参照。

※ 本事業は令和6年3月末で終了予定です。

2 検査回数

週2回程度

※ 週2回を超えての検査はできません。

※ 本事業は、定期的に検査を行っていただくことを目的としているため、発熱時のみに使用するなど、**備蓄としての利用はできません。**

3 対象施設

高齢者及び障害者施設・事業所等

※ 対象施設・事業所は**別紙2**の一覧を御確認ください。

4 対象者

対象施設・事業所において利用者に接する業務に従事する職員

※ 職種や、正規・非正規等の雇用形態は問いません。対象施設・事業所以外の勤務が本務であっても、対象施設と兼務している場合は対象とします。

※ 施設等の利用者や職員の家族は検査対象外です。

5 検査費用

施設、受検者の費用負担なし

6 検査方法

検査キットを用いた鼻腔ぬぐい液による抗原定性検査（自己採取）

7 委託先事業者

株式会社ムトウ名古屋営業部

8 適切な検査管理の徹底等

・検体の自己採取にあたっては、原則、医療従事者の管理下で行うこととし、医療従事者が常駐していない高齢者施設等においては検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で適切に検査を実施してください。

※そのほかの留意点については、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について（厚生労働省HP）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

を確認してください。

・過去の同検査事業において、事業の対象外である「入所者」や「職員の家族」に検査キットを使用した事例が報告されています。こうしたことは、公費により実施する本検査の趣旨に鑑み不適切なものです。今後、このような事例が確認された場合は、検査費用の自己負担を求める可能性がありますので、改めて、適切な検査管理の徹底をお願いします。

・各施設において検査結果判明後、施設毎に委託先事業者の専用Webフォームから検査結果報告を行っていただく必要があります。報告が滞った施設の検査申込受付を停止する場合がありますので、検査実施後は必ず報告を行ってください。

・万が一、令和5年7月中旬～9月末まで実施した本事業の検査キットが残っている場合は、速やかに使用計画を立てていただき、必ず残りの検査キットを使い切る目途をつけてから、新たにキットを申し込んでください。

9 問合せ先

お問い合わせは、委託先事業者等が設置するお問合せ窓口にお願いいたします。

(申込み・結果報告に関するお問い合わせ)

株式会社ムトウ 電話：0120 - 920 - 667 (平日：9:00～17:00)

(検査キットの使用方法に関するお問い合わせ)

アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社 電話：0120 - 1874 - 86 (平日：9:00～17:00)

その他、何かありましたら、下記の県担当課あてご連絡ください。

施設種別	担当課・ご連絡先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	高齢福祉課 施設グループ 052-954-6287
介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所系施設、(看護)小規模多機能型居宅介護、通所系・訪問系事業所 (医療みなしを除く)	高齢福祉課 介護保険指導第二グループ 052-954-6861
障害者施設・事業所 (入所系・短期入所系施設、通所系・訪問系事業所)	障害福祉課 事業所指導第二グループ 052-954-7400
救護施設	地域福祉課 生活保護グループ 052-954-6263

※ 本検査により陽性者が確認された場合の対応方法・支援等

- ・ 陽性者が発生した場合の対応方法

医療体制緊急確保チーム、県看護協会が作成した動画

URL： <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdoug.html>

URL： <https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

- ・ 発生施設に対し、施設における衛生用品等の購入、消毒の実施等に要する費用等への補助を行っています(今後、支援内容等が変更となる可能性があります。)

高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査について【10月～3月】

○ 概要

愛知県では、2021年3月から「PCR検査」による高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査を実施してきましたが、検査方法を見直し、2023年7月実施分からは、「抗原定性検査キット」を用いた鼻腔ぬぐい液による検査を実施することとしました。

10月以降も引き続き同様の検査方法等にて検査を実施しますので、以下に御留意のうえ、適切な受検をお願いします。

○ 実施期間

令和5年10月6日（金）～令和6年3月31日（日）

（申込期間）

令和5年10月6日（金）～令和6年3月上旬頃予定

※申込終了時期は別途お知らせします。

○ 検査の流れ【別紙3：フロー図と併せてご確認ください】

週2回を上限として、定期的に検査を実施してください。

- ① 施設番号発行手続き
 - ※令和5年9月まで実施の当該事業にて施設番号を発行済みの場合は、③からお申込みください。
 - ※発行済みの施設番号をお忘れの場合は、再度施設番号を発行せず、委託事業者（株）ムトウ：0120-920-667へお問い合わせください。
 - ・初回のみ、施設毎に施設番号の発行手続きが必要です。
※2回目以降は初回に発行した施設番号を使用します。
 - ・施設番号の発行はWeb上の専用フォームから申込みます。（専用フォームのURLは次ページに記載。）
 - ② 施設番号発行メール
 - ・①の申込み後、専用フォームに入力したメールアドレスあてに施設番号発行メールが送付されます（入力内容に確認を要する場合、施設番号発行メールの送信が1時間後～翌日以降となることがあります。）。
 - ③ 検査キット申込み
 - ・①で発行した施設番号を使用し、受検者数分の抗原検査キットをWeb上の専用フォームから申し込みます。
 - ・受検者数×5キット（2週間半分）を施設あて送付します。
 - ・適切に在庫管理を行い、余剰が発生しないようにお申込みください。本事業は、定期的に検査を行っていただくことを目的としているため、発熱時のみに使用するなど、備蓄としての利用はできません。
 - ・次回の検査キット申込みは、検査キットを使い切るおおよそ1週間前に申し込んでください（2回目以降の申込みは③の検査キット申込みから行う。）。
 - ④ 検査キット発送
 - ・③の申込み後、委託先事業者で申込み内容確認後、検査キットを発送します。（到着目安：1週間程度）
 - ⑤ 検体採取及び検査実施
 - ・マニュアルの検査手順及び注意事項等を確認のうえ、検査を実施し、検査結果を確認してください。（マニュアルのURLは次ページに記載）
- ※ 検査の結果、陽性が判明し、施設内での感染拡大が疑われる場合には、速やかに施設を管轄する保健所へ連絡し、保健所の指導により適切に対応してください。なお、保健所への御連絡は、平日の午前9時から午後5時までの間をお願いします。

⑥ 検査結果報告

- ・原則、毎週土曜日から金曜日までの間の検査実施分を翌週月曜日までにWeb上の専用フォームから結果報告してください(結果報告のスケジュールはマニュアル参照)。
- ・結果報告は、期限までに必ず行ってください。報告がない場合、追加の検査キット申込みができなくなる可能性があります。

マニュアル・専用フォームURL

○検査実施マニュアル (必ず当マニュアルを確認してください。)

https://www.wism-mutoh.jp/up_pdf/1696567015-690568.pdf



①施設番号発行フォーム

<https://forms.gle/q5r9Xbrt1A5dznoc8>



③検査キット申込み受付フォーム

<https://forms.gle/NZviRVDNjEtu9ywYA>



⑥検査結果報告フォーム

<https://forms.gle/ZNycxSGey5i64tG38>



お問い合わせ窓口

お問い合わせは、委託先事業者等が設置するお問い合わせ窓口をお願いいたします。

(申込み・結果報告に関するお問い合わせ)

株式会社ムトウ 電話：0120 - 920 - 667 (平日：9:00～17:00)

(検査キットの使用方法に関するお問い合わせ)

アボットダイアグノスティクスメディカル株式会社 電話：0120 - 1874 - 86 (平日：9:00～17:00)

高齡者施設等職員に対するスクリーニング検査 対象施設・事業所一覧

<申込みは、対象となる施設・事業所単位となります。(法人単位等は不可。) >

	高齡	障害等
入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム（地域密着型を含む） ・サービス付き高齡者向け住宅 ・有料老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害児入所施設 ・共同生活援助 ・救護施設
短期入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション（医療みなしを除く） ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・通所型サービス（総合事業のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（生活訓練） ・自立訓練（機能訓練） ・宿泊型自立訓練 ・自立生活援助 ・就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・児童発達支援（医療型含む） ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション（医療みなしを除く。） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・訪問型サービス（総合事業のみ） ・居宅介護支援、介護予防支援 ・特定福祉用具販売、福祉用具貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・地域移行支援、地域定着支援 ・計画相談支援 ・障害児相談支援
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・生活支援ハウス 	

【留意事項】

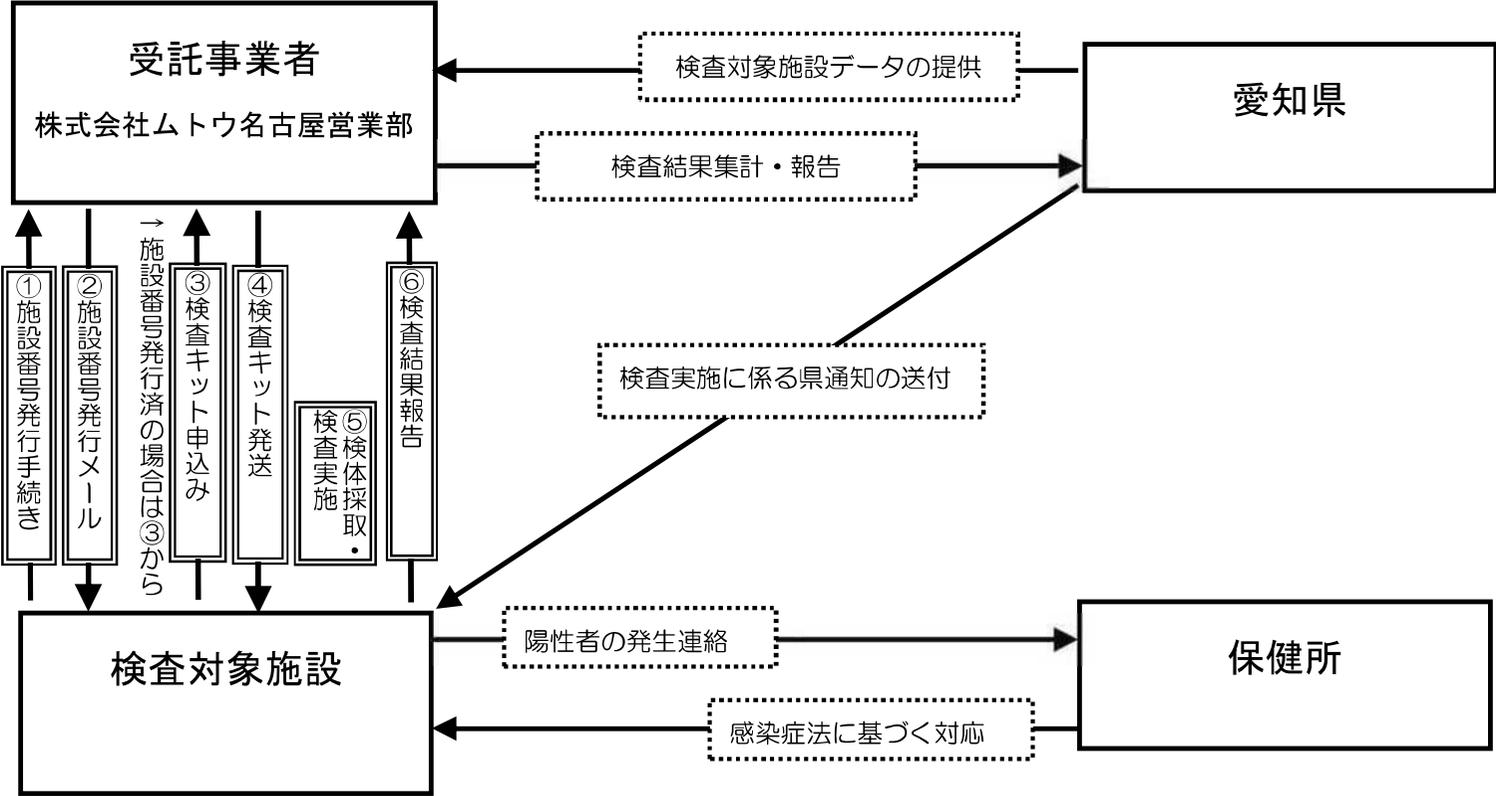
※1：「短期入所生活介護（高齡）」、「通所型サービス（高齡）」、「短期入所（障害）」として申込みいただくのは、当該施設・事業所のうち〔単独型〕のみとしてください。

当該施設・事業所のうち〔併設型〕（又は一体的に運営している事業所）の場合は、本体施設と兼務している場合が多いため、本体施設である「特別養護老人ホーム」や「通所介護」、「障害者支援施設」等として申込みください。

※2：障害福祉サービスの多機能型事業所については、多機能型事業所ごとに申込みをしてください。

〔例：児童発達支援・放課後等デイサービス
生活介護・就労継続支援 B 型〕

検査の申込み・実施手続き（フロー図）



※表中の①～⑥の記載は、別紙1の検査の流れに対応しています。